# 香川家史料所収旧桂宮家所蔵史料の内容と伝来

## ―桂宮家廃絶をめぐる香川敬三の動向-

## はじめに

いる。 より科学研究費助成事業基盤研究 により香川家史料が活用され研究が蓄積されており、令和二年 め ている。明治期の皇室制度や宮廷文化の研究を中心に、 ŋ 的なものまで多くの数が残され、皇后宮職関係の史料なども多く残されて 簡 は大規模な史料群であり、そのほとんどが香川敬三と周辺の人物との書 備されているため、おおよその全体像を知ることができる。香川家史料 20K00175) からなる。書簡は宮内省関係者との公的な立場のものから家族との私 香川家史料の整理は現在まで継続的に行われており、簡易的な目録も整 石井裕氏、今泉宜子氏、松井宏枝氏、 明治の皇室像をはじめ当時の情勢を知る上で非常に重要な意義を持っ ―美術工芸品と文書史料双方向からのアプローチ―」(課題番号 香川家史料を構成している史料のほとんどは明治期以降のものであ が長佐古氏を中心に進められ、 (C) 「近代皇室の総合的西欧化過程 深井晃子氏、 その有用性が広く認知されて 上野秀治氏をはじ 長佐古美奈子氏等 (110110)

> ることが上野秀治氏により推測されている。 四三〇点の中世~近世期の文書史料が含まれている。この史料は「桂宮家四三〇点の中世~近世期の文書史料が含まれている。この史料は「桂宮家四三〇点の中世~近世期の文書史料が含まれている。この史料は「桂宮家四三〇点の中世~近世期の文書史料が含まれている。

の美」に出陳し、公開がなされた。
学習院大学史料館令和二年(二〇二〇)秋季特別展示「筆が織りなす皇室学習院大学史料館令和二年(二〇二〇)秋季特別展示「筆が織りなす皇室の美」に出陳し、公開がなされた。

しかしながら、これらの史料を今後利用に供していくためには、いくつしかしながら、これらの史料を今後利用に供していくためには、いくつしかしながら、これらの史料を今後利用に供していくためには、いくつついても言及したい。

梅

## 、旧桂宮家史料について

まず、桂宮家の来歴を簡単に紹介しておきたい。

程宮家(八条宮・常盤井宮・京極宮・桂宮と改称)は、伏見宮家、高松 住宮家(八条宮・常盤井宮・京極宮・桂宮と改称)は、伏見宮家、高松 となり、世襲親王家として皇位継承に備えつつ近世末期に及んだ。 ことなり、世襲親王家として皇位継承に備えつつ近世末期に及んだ。 ことなり、世襲親王家として皇位継承に備えつつ近世末期に及んだ。 ことなり、世襲親王家として皇位継承に備えつつ近世末期に及んだ。 ※4554

桂離宮の造営は、初代智仁親王、二代智忠親王による大事業である。造詣が深く、古典籍の収集・書写などの活動にも力を注いでいた。また、初代として天正一八年(一五八三)に始まる。智仁親王は、学問文学への桂宮家の創始は、正親町天皇の皇子・誠仁親王の第六王子・智仁親王を

旧桂宮家の代々の当主は学問文芸をよくし、その伝統を受け継ぎながら宮家を維持しており、江戸時代の宮廷文化の中心に位置していた。明治宮家を維持しており、江戸時代の宮廷文化の中心に位置していた。明治宮家を維持しており、江戸時代の宮廷文化の中心に位置していた。明治内で、一〇代節仁親王は忠元天皇は兄弟にあたる。四代長仁親王は後水尾天皇の皇子であり、成天皇の皇子である。その後、家を継承するが四歳で夭折した作宮とに後西天皇の皇子である。その後、家を継承するが四歳で夭折した作宮とに後西天皇の皇子である。その後、家を継承するが四歳で夭折した作宮とに後西天皇の皇子である。その後、家を継承するが四歳で夭折した作宮とに後西天皇の皇子である。その後、家を継承するが四歳で夭折した作宮とに後西天皇の皇子である。その後、家を継承するが四歳で夭折した作宮とに後西天皇の皇子である。とくに後西天皇・霊元天皇との関係が深いことが一つの特徴である。

しかし、明治一四年一〇月三日に淑子内親王が薨去した後に、事実上、

決定された。 おり、それまでの間に桂宮家に伝えられてきた品々についてもその処遇が桂宮家は廃絶となる。桂宮家の絶家の手続きは明治一九年頃まで行われて

ある。 この過程について詳しくは後述するが、淑子内親王が薨去した後、間もこととなった。ここまでが桂宮家の廃絶にともなって行われた処遇でなく家中の品々について整理がはじめられ、明治一五年には宮家財産でれることとなった。ここまでが桂宮家の廃絶にともなって行われた処遇でれることとなった。ここまでが桂宮家の廃絶にともなって行われた処遇でれることとなった。ここまでが桂宮家の廃絶にともなって行われた処遇でれることとなった。ここまでが桂宮家の廃絶にともなって行われた処遇でなく家中の品々について難理がはじめられ、明治一五年には宮家財産でれることとなった。ここまでが桂宮家の廃絶にともなって行われた処遇でなく家中の品々についていている。

で現在、三の丸尚蔵館が所蔵する旧桂宮家伝来のコレクションである。 大正九年(一九二〇)には、現在東京国立博物館に所蔵されている「檜図大正九年(一九二〇)には、現在東京国立博物館に所蔵されている「檜図財産が皇室財産が見直された際には、各寮へ委ねられていた御蔵品の管轄戦後の皇室財産が見直された際には、各寮へ委ねられていた御蔵品の管轄戦後の皇室財産が見直された際には、各寮へ委ねられていた御蔵品の管轄戦後の皇室財産が見直された際には、各寮へ委ねられていた御蔵品の管轄戦後の皇室財産が見直された際には、各寮へ委ねられていた御蔵品の管轄が整理された。図書寮が預かっていた書跡類は現在の書陵部に所管され、事務所の管轄とされた。また、平成元年(一九八九)に御物の一部が国へ事務所の管轄とされた。また、平成元年(一九八九)に御物の一部が国へ事務所の管轄とされた。また、平成元年(一九八九)に御物の一部が国へ事務所の管轄とされた。また、平成元年(一九八九)に御物の一部が国へ事務所の管轄とされた。また、平成元年(一九八九)に御物の一部が国へ事務所の管轄とされた。また、平成元年(一九八九)に御物の一部が国へ事務所の管轄とされた。また、平成元年(一九八九)に御物の一部が国への言といる。

あり、 品の特徴として「系譜からも窺えるように、 代~第三代、 に伝わる美術品類を絵画・工芸・書跡に分け概観している。 在について、 品が紹介され、 家伝来の美術―雅と華麗』 平成八年(一九九六)に行われた宮内庁三の丸尚蔵館の展覧会『旧桂宮 同時に、 そして第六~八代の二期で、 全体像を調査しており、 宸翰や書籍、 かつ書陵部をはじめとする、その他旧桂宮家の伝来品の所 では、三の丸尚蔵館所蔵の旧桂宮家伝来の美術 宮家歴代の書跡類、 旧桂宮家伝来品の特徴として、 桂離宮の造作や手入れの時期で 宮家の安定していた時期は初 屏風などの調度の品、 旧桂宮家伝来 現在 御

であったと考えられる。」とまとめられている。
よそこの時期であり、さらに美術品類の制作や蒐集が盛んなのもこの時期茶道具などの工芸品類などが制作され、また蒐集され、多く遺るのもおお

の所在についても若干ではあるが言及されている。ものや三の丸尚蔵館の所蔵以外で旧桂宮家所蔵とされる巷間にある書跡類ものや三の丸尚蔵館の書跡類の調査の中で、御由緒品として伝わる来という由緒が不明確になってしまった作品が他所にも存在していること来をいう由緒が不明確になってしまった作品が他所にも存在していることを言家廃絶以後、それら品々の所在が分かれていったために、旧桂宮家伝

を含む十数件の品々についてその所在が明らかにされている。(ミョ) 書跡類に関しても七件の所在調査結果があり、国宝二件、 か 来の品々が井上侯爵家を経て、現在様々な機関に分蔵されていることがわ 録 札目録」と桂宮家で明治一五年に作成された桂宮家家令・宇田淵による目 正 どを歴任した井上馨の家に伝来した品々について検討がなされている。大 K ことについては明らかにはされていない。また、その他の旧桂宮家伝来の っている。但し、井上馨がどのようにしてこれらを入手したのかという ついては言及されていないが、 この平成八年段階では、 一四年(一九二五)一一月九日に井上家の所蔵品を一部処分した際の「入 「桂宮御蔵品取調書 明治一五年」を照合した結果、七点の旧桂宮家伝 桂宮家伝来品が香川家史料の中に存在すること 明治期の政治家で外務大臣、大蔵大臣な 重要文化財五件

## 一、香川家史料所収の旧桂宮家史料

(三〇二〇) 秋季特別展示「筆が織りなす皇室の美」の際に発行された「学習院大学史料館ミュージアム・レターNo.43」に田中潤氏による解説があ習院大学史料館ミュージアム・レターNo.43」に田中潤氏による解説があるが、新たに明らかになった部分もあるため補足し、改めてまとめてみたるが、新たに明らかになった部分もあるため補足し、改めてまとめてみたるが、新たに明らかになった部分もあるため補足し、改めてまとめてみた。

香川家史料所収の旧桂宮家所蔵史料はその多くが天皇の直筆の文書であ

宮内庁書陵部・三の丸尚蔵館所蔵の旧桂宮家史料は、歴代宸翰や桂宮家宮内庁書陵部・三の丸尚蔵館所蔵の旧桂宮家史料については表具を施されているものはなく、包紙や封が原形のまま伝え料については表具を施されているものはなく、包紙や封が原形のまま伝えられている。また、近世期に桂宮家中で行われたと思われる整理の痕跡をられている。また、近世期に桂宮家中で行われたと思われる整理の痕跡をられている。また、近世期に桂宮家中で行われたと思われる整理の痕跡をられている。また、近世期に桂宮家中で行われたと思われる整理の痕跡を向できる残存状況であることから、古文書学的にも重要な史料といえるだのできる残存状況であることから、古文書学的にも重要な史料といえるだのできる残存状況であることから、古文書学的にも重要な史料といえるだる方。

歌懷紙 栄色 智忠親王」、 のが多いが、 和歌懷紙(下書) おり、図録 形態としては、断簡や詩歌の草稿のような一見すると雑多ともとれるも (下書)残暑・草花・逢恋 『旧桂宮家伝来の美術―雅と華麗』に紹介されている「16 包紙のついた消息や和歌懐紙もある程度まとまって存在して 月前望二星 智忠親王」に近いようなものもある。(エ) 20 1 和歌懷紙 智仁親王」や「19 (下書) 春風解氷 智忠親王」、 御物 和歌懐紙 20 2 松添 和

蔵の旧桂宮家史料の分かれと言えるだろう。以上の史料の特徴からも、香川家史料が宮内庁書陵部・三の丸尚蔵館所以上の史料の特徴からも、香川家史料が宮内庁書陵部・三の丸尚蔵館所

前記したように、香川家史料中に含まれている旧桂宮家史料は包紙や封がら移管される際の整理、学習院大学へ移管後の整理が行われている。ただ、管処理など段階的な整理がなされている。加えて近年では、皇學館大学かた上野秀治氏が長年をかけて行ってきた史料番号の付与、ラベルの貼付保本史料は、桂宮家中での整理、香川家家中、そして皇學館大学教授であっ

を残し検討する価値が十分にある。 の記録もこの史料群の伝来として重要な情報であり、これについても記録 していくための丁寧な整理を行いたいと考えている。また、段階的な整理 古文書学的価値が非常に高く、館内で可能な限り原秩序を維持して保存を 原形のまま伝えられており、当時の様式をとどめていると考えられるため

存整理が必要となっている。 ればならない。そのため内容を精査し入念な調査を行った上で、適切な保 に見返した際に元の形状がわかるよう現秩序を記録しながら作業をしなけ 復の処理が必要となる。保存状態の関係上致し方ない部分に関しても、 の激しい史料もいくつか存在しており、それらに関しては適切な保存や修 がら枝番の付与や資料情報の追加等の対処をする必要がある。劣化(傷み) まったと思われる史料もあり、一点一点の関連性などを見直し、 番号が付されていても、もとは一続きであったが伝来の途中で分かれてし 括りにされているだけで、もとは別史料であったもの、 数点の史料が一括りにされているものを同番としており、 また、史料の現状として、目録では史料点数を約四三○点としているが、 加えて異なる史料 保管のために

## 香川敬三と桂宮家の関わり

うか。 経緯によって桂宮家の廃絶をめぐる諸事に関与することとなったのであろ け、 桂宮家が絶家となった際に整理に関与した香川敬三がこの史料群を譲り受 前述の通り、香川家史料中に旧桂宮家史料が含まれている要因として、 香川家に伝えられたと考えられているが、香川敬三はいかなる立場・ 香川敬三の立場と、その経緯についてみていきたい。

「桂宮日記」にはたびたび香川敬三が登場する。いくつか例をあげると、 香川敬三は淑子内親王薨去以前から桂宮家との関わりがあったようで、

## (史料1)

便ヲ以

書面郵 明治八年五月十三日乙亥天雨、 宮内省ヨリ被進御品添書等如 左、

聖上皇后御写真大形壱葉宛、 言上有之度候也 宮御方江被進候間 御廻し申候条、 可然

明治八年四月廿三日

宮内大少永

桂宮家令

従五位宇田淵殿

御写真入 桐平箱弐 奥向へ差出置、 兼日廻漕ヲ以相廻ル、

ていることが伺える。また、同年四月上旬にも京都の禁中御文庫御物を東 形壱葉宛」を淑子内親王が拝領した際に、香川敬三が宮内省側の窓口となっ の葬儀にて諸事を担当する以前より、 を天皇に献上する際にも香川敬三の関与がある。以上のように淑子内親王 行っており、翌九年八月一一日には、桂宮家に伝来する「蔦細道硯匣文台\_ れた明治八年(一八七五)四月二三日付書簡からは、「聖上皇后御写真大 京へ取り寄せるための点検の際に香川敬三が桂宮家の家令と打ち合わせを 【史料1】の宮内大丞であった香川敬三より桂宮家令・宇田淵に宛てら たびたび「桂宮日記」のなかに香川

る。その後、 岩倉具定、同 走し、この間に幽閉中であった岩倉具視と会見、 敬三の名が見受けられる。 山階など諸宮家の家令御付を拝命した。香川敬三と宇田淵はともに岩倉具 官を拝命し、その後桂宮家令を仰せ付けられて以来、 の後押しがあったものとみられる。また、宇田淵も岩倉具視から京都留守 人は慶応四年 していた。この時、 香川敬三は、幕末期に水戸藩を脱藩した後、勤王の志士として西国を奔 同副総督岩倉具経(ともに具視の子)のもとで補佐を勤めてい 香川敬三は宮内省に勤めることとなるが、これには岩倉具視 (明治元年・一八六八)、戊辰戦争の際に、 同じく宇田淵も岩倉具視のもとに出入りしており、 岩倉の手足となって活動 有栖川、 東山道鎮撫総督・ 閑院、

視の知遇を受けたことにより、その後の立場を得ているといえる。

もつと考えられるが、この点に関しては今後検討すべき課題としたい。を岩倉具視の関係が桂宮家廃絶をめぐる諸問題を考える中で重要な意味を敬三が窓口となっていたとも考えられる。香川敬三と宇田淵の交流や両名の職務として行っているが、岩倉具視や宇田淵との交流を踏まえて、香川の町の職務として行っているが、岩倉具視や宇田淵との交流を踏まえて、香川の町でき、親交が深かったものと思われる。桂宮家とのやりとりは宮内省を川家史料中には宇田淵から香川敬三に宛てられた書簡が一七○点ほど

か。淑子内親王の葬儀記録類といった史料をもとに実証していく。 次にどのような経緯を以て、香川家史料に旧桂宮家の史料が伝来したの

前一時一七分に五三歳で薨去する。年(一八六二)に桂宮家を相続し、明治一四年(一八八一)一〇月三日午の第三皇女であり、天保一三年(一八四二)に内親王宣下をうけ、文久二の第三皇女であり、天保一三年(一八四二)に内親王宣下をうけ、文久二

之節、 主六條ハ不宜、 島行在所へ電報により許諾を得る形で進められたが、「東久世幹事ヨリ斎 渓通始へ被仰付可然哉、 伴う諸事や葬儀の打ち合わせが行われた。まずは「御巡幸先へ桂宮御葬式 治天皇のもとにも伝えられた。そして、宮内省内では淑子内親王の薨去に より電報にて知らされた。宮内省より京都へ返報を送り、 次いで午前三時に、 り、この時点で、香川敬三は京都へ向かうことが決定していたようである。 危篤之旨恐入ル、香川始夫々五日船ニテ出立云々」との旨が伝えられてお 上申された。この返報として桂宮御付(家令)の宇田淵へ宮内省より「御 子内親王の容態に関する京都・東京間のやり取りは、福島行在所へすぐに に向けて差し出された。このとき明治天皇は福島へ行幸中であり、この淑 淑子内親王が危篤であるとの電報が宮内省侍医である池田謙斎より宮内省 『桂宮御葬儀録』によれば、明治一四年一〇月三日の午前〇時三〇分には、 喪主ハ従三位小倉輔季、 副斎主任命のために話し合いがもたれ、この内容については福 田中宮司へ被仰付タシ、葬主小倉輔季ハ御請ノ義申来ル」 淑子内親王薨去の旨が宮内少輔・山岡鉄太郎へ宇田淵 小倉ハ宮御伯父ニ当ル云々」として葬儀の際の喪 斎主ハ大教正六條有容、 副斎主ハ中教正梅 福島行在所の明

として福島にいる宮内幹事・東久世通禧の意見も反映されている。

明治一四年一〇月三日の内におおよその葬儀に関する方針が整えられ、明治一四年一〇月三日の内におおよその葬儀に関する方針が整えられ、明治一四年一〇月三日の内におおよその葬儀に関する方針が整えられ、明治一四年一〇月三日の内におおよその葬儀に関する方針が整えられ、明治一四年一〇月三日の内におおよその葬儀に関する方針が整えられ、

いて、という議題がある。 葬儀の諸事の打ち合わせの中で「香川太夫出張諸事可及打合云々」につ

## 史 2 2 2

総務課 明治十四年

## 電報案

宮内少輔へ御依頼ナリ。岩倉ハ当時上京中ナリ。此段御伺ノ上早々御報ヲ待ツへ御依頼ナリ。岩倉ハ当時上京中ナリ。此段御伺ノ上早々御報ヲ待ツ香川、式部寮ゟ岩倉掌典被仰付可然哉、尤青山御所ハ御無人ニ付当方桂宮薨去ニ付勅使ハ冨小路侍従、両皇后宮御使ハ四辻典侍、宮内省ゟ

## 宮内卿

(別紙

ト伺濟ニ付御申越ノ通リ御取計ヒアルベシ柱宮薨去ニ付、冨小路、四辻、香川、岩倉ノ四名ヲ遣ハシノコ

十四年十月三日 福島行在所

## 宮内

## 山田宮内少輔

りたてられ、同日中に電報にて「御申越ノ通リ御取計」と許可がおりた。倉具綱)を派遣することのお伺いが明治天皇の行幸先である福島行在所よして四辻典侍(四辻清子)、宮内省から香川敬三、式部寮から岩倉掌典(岩以上のように、勅使として冨小路侍従(冨小路敬直)、両皇后宮御使と

した。このとき岩倉は上京中であり、岩倉を除く三名が京都へ向けて東京を出発

## (史料3)

明治十四年十月七日

勅使

侍従冨小路敬直

両皇后宮御使

典侍四辻清子

右桂宮薨去被遊候ニ付被差遣、拙官同行当地出

張候條、此段及御通知候也、

十四年十月七日 皇后宮大夫兼宮旧大書記官

京都府知事

三より京都府知事へ【史料3】の出張の通知が届けられた。 富小路、四辻、香川の三名は、明治一四年一〇月七日に入京し、香川敬

が遣わした使者として参列、玉串を供して代拝の役割をしていた。の葬儀の際、富小路、四辻、香川、岩倉の四名は、天皇及び皇太后・皇后葬られ、翌二一日には同所において霊祭・御墓所祭が行われる。この一連葬儀が滞りなく執り行われた。淑子内親王は愛宕郡今熊野村の皇族墓地に明治一四年一○月一三日、霊遷式、同二○日に京都府の相国寺において

## 【史料4】

いことを示す、以下のような史料もある。

さらに、淑子内親王の葬儀にあたって香川敬三の役割が代拝のみではな

(宮内省罫紙)

十四年十月九日

京都府へ御掛合案

桂宮御葬式御用為取扱拙官当地出張、同官へ相詰候ニ付テハ御府へ係

官壱両名同官へ相詰候様致度、此段及御掛合候也に御用向随行属官ヨリ諸事打合為致度候間御葬送御用相済候迄御府属

十四年十月 皇后宮太夫兼宮内大書記官

京都府知事

## 〈京都府罫紙〉

詰候条左様御承知有之度候、此段及御回答候也詰候様御掛合ノ趣了承、則七等属中川敏政、七等属太田源二両名為相桂宮御葬式御用相済候迠御用向御打合ノ為、当府属官一両名同官へ相

明治十四年十月十二日京都府知事 北垣國道 (印)

皇后宮太夫兼宮内大書記官 香川敬三殿

一大大学 (家) である。 「世宮神子」は、「桂宮御葬儀録」にある前半が宮内省の野紙に書かれた香川敬三から京都府知事への照会の案、後半が京都府の野紙に認められたそ川敬三から京都府知事への照会の案、後半が京都府の野紙に認められたそ川敬三から京都府知事への照会の案、後半が京都府の野紙に認められたそ川敬三から京都府知事への照会の案、後半が京都府の野紙に認められたそ川敬三から京都府知事への照会の案、後半が京都府の野紙に認められたそ川敬三から京都府知事への照会の案、後半が京都府の野紙に認められたそ川敬三から京都府知事への照会の案、後半が京都府の野紙に認められたそ川敬三から京都府知事への照会の案、後半が京都府の野紙に書かれた香川敬三から京都府知事への照会の案、後半が京都府の野紙に書かれた香川敬三から京都府知事への照会の案、後半が京都府の野紙に書かれた香川敬三から京都府知事への照会の案、後半が京都府の野紙に書かれた香川敬三から京都府知事への照会の案、後半が京都府の野紙に書かれた香川敬三から京都府知事への照会の案、後半が京都府の野紙に書かれた香川敬三から京都府知事への表演を表示された。

## 四、桂宮家「跡仕舞」

ようである。 算書が桂宮家より香川宛に提出されており、引き続き諸事を担当していた 倉具綱と共に一度東京へ戻るが、その後も一一月には桂宮本邸・別邸の概 葬儀に関しては、以上のような働きをした香川敬三は一〇月二四日に岩

## (史料5)

段御答申入候也 相成度旨御申越之趣致承知候、 愈御安康珍重存候、 扨其宮御跡仕舞トシテ香川皇后宮大夫其地へ出張 右ハ近々其地へ被差遣候筈ニ候条、 此

十四年十一月十七日

徳大寺宮内卿

桂宮御附

宇田従五位殿

あるため、史料をあげ、紹介していく。 日記』に、実際に香川敬三が派遣されてからの「跡仕舞」について詳細が 請に答える形で香川敬三は、明治一四年中に再度京都へ出張した。『桂宮 内卿・徳大寺実則より近々派遣するとの返事が宇田淵へ出された。この要 う旨が宮内省へ出されており、明治一四年(一八八一)一一月一七日に宮 【史料5】の通り桂宮家から後始末として香川を出張させてほしいとい

## | 史料 6 37

金 天晴

二日

祗候

六番

宿残 道義

取出シニ付、 御遺物御道具類取調ニ付、文庫ヨリ 一同本日ゟ参 一同へ被下候已下御用中昼夕飯

三日 土 天晴 宿董守

香川大夫殿随従稲生真履、昨日着京ニ付

出頭南面謁所ニ於テ休所役之

次台司之間ニ稲生同断

茶菓 酒肴認等被差出 已下略ス 庶務記ニ委シ

本日ヨリ御遺物御品点検被致候事

祗候七番

同年一二月三日に香川敬三は、 宮内八等属・稲生真履を随従としてもう

> れ、その検品も合わせて進められた。 業を行う。八日には、 遺物御品点検被致候事」を桂宮家の従者とともに行っている。前日二日に べの準備が行われ、三日から毎日、 は桂宮本邸にある文庫より御遺物が取り出され、桂宮家中において取り調 度京都に戻っている。この一二月三日から二○日に東京へ戻るまで「御 別邸の文庫にある品々が桂宮家扶により取り寄せら 香川と稲生は桂宮家へ出頭し検品作

## 史料<sup>(39</sup>

十三日 火 天晴 宿 残 薫 守

稲生 出頭如前

祗候

香川殿 御遺物被進被下分御取調済、御残リ品并雑品等昨今払下ケ入札申付ル

払い下げの際には「人参集有之」であったとのことである。「桂宮御葬儀録 類等の払い下げが始まっており、一四日に行われた「御不用御軸物類」の には以下の「御不用品払下ケ代価書」が収録されている。 一三日の段階で御遺物の取り調べは粗方片がつき、順次残りの品や雑品

## 史料(40)

御不用品払下ケ代金代価書

十四年十二月十三日

一、金五百七拾七円三拾四銭 代百弐拾九迄〆高御道具并書籍類拂下

同十二月十四日

一、金御拾九円八拾四銭五毛 が高
が高
が高

同十二月十五日

金三百拾四円拾三銭 合計金九百五拾壱円三拾壱銭四厘 三厘 雑品払下ケ代六拾五迄〆高小道具并屏風其他

金弐拾九円弐拾四銭五厘 払下ケ代価本殿并墓所不用品

内

金拾七円六拾壱銭弐厘

是ハ御書院縁板切落シ跡続木材并同所足場土砂取片付手間代共

引残金拾壱円六拾三銭三厘

十四年十二月

現金ハ出納課請取 印)

での桂宮家の御蓄財の計上が進められる。 れている。加えて、御遺金についての調査もあり、明治一四年一二月段階(4) たのに加え、「桂別邸敷地内請地并薮竹」も調査の上、 ている。これらの品々は三日間で「金九百五拾壱円三拾壱銭四厘」になっ といった桂宮家に残っていた様々なものが払い下げにより金銭に変えられ 一三日から一五日にかけて道具、 書跡類、 軸物類、 小道具類、 売却されて処分さ 屏風、

帰京延引スベシ」として宮内省に許諾を得て出張は一週間延期となった。(キサ) 之分紛失いたし候」として、宮邸内より盗まれた一七点の品について家扶 等へ泥棒が入り、「泥足跡有之、就中奥ノ間ニ有之候品物之内、別紙記載 末を終えて東京へ戻る予定であったが、「御用向不片付ニ付、一周間斗リ より京都府へ遺失物の届出がされている。当初、香川敬三は一五日頃に始(雲) このような検品作業の最中、一二日未明に宮邸の土蔵と御殿内の奥の間

遺物の委細に関しては、 各所へ分配されるべき品が京都にてまとめて荷造りされた。形見分けの御 この時点までに誰へ何が形見分けされるのかということが確定し、東京で 共御遺物御献上被進被下等荷作り出来、東京へ廻漕ヲ以差出相成」とあり、 遺物之留」の帳面が『桂宮日記』 形見分けされている。一八日には、 また、払い下げと同時に一部の御遺物・御遺金は淑子内親王の周辺の人々 明治 一四年一二月一九日に香川へ差出された「御 の中に残っている。 「禁中始皇族并諸官員及御内議其他

(史料9)

明治十四年十二月十九日香川殿へ差出之分 御遺物之留

扇面御屏風 呂紀 壱箱 壱双

掛物 銀花生 台共

外二御釼類

右

聖上

掛物 御手箪笥 応挙寿老 五穀蒔絵 壱箱

一、香箱 南都八景画帖 蒔絵

右皇太后宮

一、小屏風

在照

壱双 壱箱

御手箪笥 牡丹ニ蝶蒔絵

硯箱 家隆春七首掛物 桐鳳凰蒔絵 壱箱 壱箱

新勅撰 俊成古今集 壱箱 壱箱

右皇后宮

煎茶器 壱式

壱疋

山階二品宮

62

右 白縮緬 生

硯箱といった美術品や調度品、道具類、

衣裳類である。

(後略)

り受けた品については以下の通りである。 形見分けされたようである。香川敬三も分配先として列挙されており、 道具類などの一部は、皇室をはじめ宮家や華族など、 げられ、綴られている。これによると宮家に伝来した美術品類、 て皇太后、皇后、 以上のように 「桂宮」の罫紙に、分配される御遺物と天皇をはじめとし 宮家や華族など縁者・関係者などの分配先が順に書き上 縁者・関係者に広く 調度品、 譲

## 史 料 10<sup>分</sup>

、屏風 脇息 都名所 壱双

一、青磁花生 香箪笥

壱箱

銀瓶 壱

右

香川大夫

源氏画帖入

桂宮家伝来の書跡類はない。全体的に形見分けされた書跡類として、 「御遺物之留」には五点の御遺物が並ぶが、ここに香川家史料に伝わる

されるのは「掛物」となっているものが確認できるがほとんどは屏風や花

考えられるが、来歴について具体的なことは今後更なる検討が必要となる。 る雑品として扱われていたために香川が個人的に引き取った可能性も十分 のとして処理されていたと考えられる。または、この時点で払い下げられ て公的に分配が行われず、この段階では未整理であり宮内省が引き取るも る御遺物の処遇を定めていった。①皇室、 しかし、明治一四年段階で、 香川家史料中にあるような軸装がされていない文書類は、形見分けとし 桂宮家の 「跡仕舞」として宮邸・別邸に残 皇族、華族など関係者に形見分

> この期間内に外部に盗み出されてしまった品もあるようである。 蔵から宮内省管轄となる御遺物、に分けられたことが明らかとなる。また、 けとして分配されたもの、②払い下げにより処分されたもの、③宮家の所

が東京へ帰った後にも桂宮家で整理が継続された。 処分の対象とならず、 ③宮内省管轄となる御遺物に関しては、 香川敬三

## 【史料11】

此段申入候也 当宮御蔵品取調書壱冊御廻し申入候条、 御落手之上可致御取計相成度

桂宮御附

皇后宮大夫香川敬三殿

十五年四月十六日

宇田淵

印

書」が作成され、同月一六日に宇田淵から香川敬三へ提出される。(雲) 明治一五年四月には、桂宮家伝来の品々を書き上げた「桂宮御蔵品取調

二つの所在と御蔵物の形態によって書画・書跡・屛風・小道具・調度と五 属調度之部」・「故宮御蔵品之部」となっており、宮家本邸と桂別邸という 書きが加えられている箇所もある。 されたのかについては検討を要するが、 つに分類され、各々まとめられている。また、淑子内親王の所持品に関し 唐画」:「書籍之部」:「桂別邸所属書画」:「屛風之部」:「桂宮別邸所属屛風」: ては「故宮御蔵品之部」として項目が別立てになっている。どの段階で付 「御小道具之部」・「桂宮別邸所属小道具之部」・「調度之部」・「桂宮別邸所 この御蔵品の取調書の項目は「書画 御宸翰之部」・「書画 臣下之部并 取調書には付箋や「除物」等の朱

列記

品々の来歴については、 内省京都支庁の管轄となった。その後の宮内省管轄となった桂宮家伝来の とに桂宮御遺物である道具や書籍類が、 編入されたことに続き、 その後明治一六年九月二二日に別邸が桂離宮と名称が改められ皇宮地に 前記した通りである 同年一一月五日には、 京都御所内の御文庫に納められ宮 「桂宮御蔵品取調書」をも

宮邸と諸道具・残金が主殿寮出張所に引き渡されることとなり、ついに桂で、「其他御賄料残額金并御道具雑品等総テ帳簿記載ニ照準ニテ引渡相濟」、た。同月二八日には、宮内省京都支庁を廃し主殿寮京都出張所を置くこと、次いで家中において歴代の霊牌と三尊仏も菩提寺である相国寺に預託され、明治一九年二月一二日、桂宮の称号が宮内省に預けられることとなり、

り、 桂宮家令であった宇田淵は、明治一九年二月より主殿寮権助を兼ねてお 宮家の歴史に幕がおりる。

## 史 料 12<sup>5</sup>

明治十九年二月六日

字田主殿権助へ御内翰案

二於テ御処分有之度、此段申入候也、宮邸ヲ主殿寮出張所へ引渡、同宮家扶従以下ヲ差免セラレ候様、貴官拝啓今般官制御改革、支庁被廃京都主殿寮出張所被置候ニ付テハ、桂

## 宮内次官

## 宇田主殿権助

付、御含ヲ以テ御取斗有之度候也、追テ桂宮御霊祠之儀ハ以来主殿寮出張官吏ニ於テ永ク奉齋可為致筈ニ

伴う処理に尽力した。 ・兼主殿頭・諸陵頭となっており、最後まで宇田淵と共に桂宮家の廃絶に を兼主殿頭・諸陵頭となっており、最後まで宇田淵と共に桂宮家の廃絶に 書側の立場として尽力した。香川敬三は、明治一九年二月五日に皇后宮大 調、御道具類等取片付」との内意を達するなど、桂宮家の終幕に向け宮内 との指示を受け、内々に桂宮家中へ「近々同省へ引渡可申ニ依リ、残務取

## おわりに

宮の称号が宮内省に返され廃絶するまでの過程について検討してきた。三と桂宮家の関わりを整理し、淑子内親王が薨去してから葬儀、そして桂本稿では、香川家史料中に含まれる旧桂宮家史料について特徴と香川敬

る旧桂宮家伝来の品々の分かれであることが明確化されたであろう。料たちは、宮内庁三の丸尚蔵館・書陵部等が所蔵して現在まで伝わってい

学習院大学所蔵の香川家史料に含まれるおよそ四三〇点の中近世期の史

週間京都へ滞在し、実際に御遺物の検品を行った。 とりででである。明治一九年まで長期にわたり桂宮家廃絶に関与し、とりでででである。明治一九年まで長期にわたり桂宮家廃絶に関与し、とりまた、香川敬三は桂宮家令の宇田淵と懇意であり、桂宮家とは淑子内親また、香川敬三は桂宮家令の宇田淵と懇意であり、桂宮家とは淑子内親

なるものに関してのみ記載しているようである。御蔵品取調書」は、処分されたものを除き桂宮家廃絶後に、宮内省の管轄よって処分され、明治一五年四月に宇田淵によって作成された目録「桂宮この段階で多くの桂宮家が所持していたものが形見分けや払い下げに

品が存在していたことを鑑みるに、宮内庁に伝わる品々や現在所在が分 ては、香川家史料に多くの書跡類が残存し、井上侯爵家にいくつかの伝来 については引き続き検討していきたい。なお、桂宮家史料の全体像に関し 効な史料となるだろう。 段階での桂宮家伝来品について、コレクションの全体像を復元するのに有 研究では明治 現存する可能性が十分にある。他所へ分かれた史料について、これまでの かっているもの、そして、巷間には香川家史料以外にも桂宮家の伝来品は 能性が高いと思われるが、直接的な記述は見つけられなかったため、来歴 たに検討した「桂宮日記\_ 香川家史料所収の旧桂宮家史料は、検品の際に香川敬三が引き取った可 一五年の 「桂宮御蔵品取調書」をもとにしていたが、今回新 書陵部や三の丸尚蔵館の所蔵資料などと比較検討 に収録されている 「御遺物之留」も桂宮家廃絶

関しても今後調査の上史料を紹介していく。

関しても今後調査の上史料を紹介していく。

関しても今後調査の上史料を紹介していく。

2

を続けていきたい。 去の際の周辺史料が豊富に残されている。これらを活用し、今後調査研究去の際の周辺史料が豊富に残されている。これらを活用し、今後調査研究香川家史料には、宇田淵と香川敬三の書簡をはじめとして淑子内親王薨

## 謝辞

記して感謝申し上げます。(敬称略)本稿を成すにあたって、多くの方々からご教示とご協力を賜りました。

田中潤、手倉森結南、長佐古美奈子、藤田美季安部玄将、上野秀治、小島温子、香川擴一、香川和敬、

また、本研究はJSPS科研費 20K00175の助成を受けたものである。

## 注

野秀治『香川敬三関係文書の整理と紹介』(十八会実行委員会、香川敬三関係史料の世界』(皇學館大学出版部、二〇一四年)、上三履歴史料』(皇學館大學史料編纂所、一九九二年)、同編『図録・(1) 香川家史料の内容については、皇學館大學史料編纂所編『香川敬

- 二○二三年)に詳しい。子史料の紹介」(明治神宮国際神道文化研究所紀要『神園』第三○号、いては、長佐古美奈子「昭憲皇太后を支えた父娘─香川敬三・志保いでは、長佐古美奈子「昭憲皇太后をすえた父娘─香川敬三・志保
- 行同行について」(『学習院大学史料館紀要』第二八号、二〇二二 を中心に―」(明治神宮国際神道文化研究所紀要 号、二〇二二年)、 |三三年皇太子御婚儀を中心に―」(『学習院大学史料館紀要』 第二九号、 治三三年皇太子の結婚から見る西欧化―」(『学習院大学史料館紀要』 二八号、二〇二二年)、 婚二五年記念祝典・皇后の活躍―」(『学習院大学史料館紀要』第 二七号、二〇二一年)、「宮中晩餐会の歴史的考察 その (三) 年大日本帝国憲法発布式の諸様相」(『学習院大学史料館紀要』第 二〇二〇年)、「宮中晩餐会の歴史的考察 その (二) ―明治二十二 に続くイギリス風の導入―」(『学習院大学史料館紀要』第二六号、 年)、長佐古美奈子「宮中晩餐会の歴史的考察 その(一) 年)、深井晃子「幻の大礼服 ジャン=フィリップ・ウォルトの回想 めぐる対独外交」(『人間文化創成科学論叢』第一八号、二〇一六 ち』(扶桑社、二〇一四年)、柗居宏枝「昭憲皇后の大礼服発注 川弘文館、一九九一年)、今泉宜子『明治日本のナイチンゲールた 藤博文と明治国家形成―「宮中」の制度化と立憲制の導入―』(吉 や史料編纂所報に掲載された上野氏の多数の先行研究、坂本・ 二六~二九号、二〇二〇~二〇二三年)のほか、皇學館大学の紀要 宛父香川敬三書簡 (一) ~ (四)」(『学習院大学史料館紀要』 纂所報』 上野秀治「香川敬三が見た明治宮廷の欧風化」(『皇學館大学史料編 (明治神宮国際神道文化研究所紀要『神園』第二九号、二〇二二 二〇二三年)、 第二一八号、二〇〇八年)、 二〇二三年)、石井裕「宮内省時代の香川志保子―明治 「昭憲皇太后の洋装と香川志保子―「香川家史料 石井裕・梅田優歩 「宮中晩餐会の歴史的考察 同 「香川志保子の小松宮欧州巡 「欧州留学中の香川志保子 その 『神園』 四 第二八 第三〇 |現在 一登『伊 第 崩

- 史学』第三七~三九号、二〇二二~二〇二四年)など。二〇二一年)、「香川志保子欧州巡行日記(一)~(三)」(『皇學館年)、梅田優歩「香川志保子滯英日記」(『皇學館史学』第三六号、
- (3) 上野秀治『香川敬三関係文書の整理と紹介』(十八会実行委員会:
- ウイルス感染症の影響により展覧会がオンラインにて公開された。皇御宸筆」(史料№20642, 20750)、「後水尾天皇御宸筆」(史料№20642, 20750)、「後水尾天皇御宸筆」(史料№20732)、「霊元天(二○二○)秋季特別展示「筆が織りなす皇室の美」は新型コロナ(二○二○)秋季特別展示「筆が織りなす皇室の美」は新型コロナ
- (5) 「刊行にあたって」『桂宮家実録 第七巻』(ゆまに書房、二○一七年)
- 二○一七年)三二七~三三○頁
  (6)「淑子内親王実録三」『桂宮実録第七巻』(株式会社ゆまに書房)

13

85

(7)「檜図屛風」「山水図屛風」「立花図屛風」「秋草白菊図屛風」

8

- 他資料の記録や作品の箱などに判断できる記載がない限り、 旧蔵品として一括にまとまった方法ではなく、形状や用途に従って 整理されている。一方、主殿寮で管理されていた品々は、 引き継がれた品々は、桂宮旧蔵品としてその伝来が明らかなままに 太田彩・平林盛得「旧桂宮家伝来の美術品について」宮内庁三の丸 た」、それを平成八年に三の丸尚蔵館が整理・調査し伝来を明らか いだ品であるということのみがその伝来を知る手掛かりとなってい 家旧蔵という伝来が消滅していったようであり、 際に収納場所が移動され、 主殿寮管理の他の品々と混在することとなり、 一九九六年)六三~八一頁を参照した。御物と図書寮から書陵部に 尚蔵館展覧会図録№13 『旧桂宮家伝来の美術―雅と華麗』(宮内庁、 また台帳が移し替えられていくうちに、 時々の御文庫整理の 主殿寮から引き継 「桂宮家
- (9) 前掲『旧桂宮家伝来の美術―雅と華麗』四頁
- (1) 東京美術倶楽部『井上侯爵家御所蔵品入札』(一九二五年)

- (11)「桂宮御蔵品取調書 明治一五年」宮内庁書陵部蔵(史料番号
- る旧桂宮家伝来品とその所蔵機関である。 査によれば、以下の七点が『井上侯爵家御所蔵品入札』によりわか前掲『旧桂宮家伝来の美術―雅と華麗』八一頁。三の丸尚蔵館の調

12

33) 後鳥羽天皇宸翰ほか有花歓色 六幅 (熊野類懐紙)(井上目録28と選武天皇宸翰(大聖武)二巻 白鶴美術館国宝(井上目録28、83)

· 秦京· 秦京· 庆亭(固人、 重文)、 秦京· 言斶、後鳥羽天皇、源家長、 藤原公経(徳川黎明会、重文)、

藤原定家筆熊野御幸記 建仁元年十月 三井文庫藤原康季、藤原永房(個人、重文)、藤原信綱、

国宝

(井上目

- の他、三の丸尚蔵館の調査結果については以下の通りである。られる史料が現在、宮内庁書陵部に所蔵されているようである。そ陵部(旧香川家)」とあり、かつて香川家にて所蔵されていたとみ陵部(旧香川家)」とあり、かつて香川家にて所蔵されていたとみ情、旧桂宮家伝来の美術―雅と華麗』八一頁。三の丸尚蔵館の調前掲『旧桂宮家伝来の美術―雅と華麗』八一頁。三の丸尚蔵館の調
- 人) 重文 藤原有家一品経懐紙 信解品·述懐(後西天皇宸筆有家略伝)(個

北村文化財団 重文 藤原範宗筆懐紙 旅宿時雨·故郷暁月(後西天皇宸筆有家略伝)

慈円筆開始 法華経詠寿量品和歌(かもしらす)奈良国立博物館伝藤原俊賴筆古今集巻第九断簡(蝋箋)(甲斐国に)(個人)重文藤原範光筆懐紙 初秋月(あきあさし)(『古筆大辞典』記述)

伝藤原公任筆大色紙(さつきやみ)東京国立博物館(旧個人)重

(旧個人)

重文

万葉集(後西天皇宸筆目録、明暦印あり)一七冊 書陵部(旧香

川家)

- (15) 前掲『旧桂宮家伝来の美術―雅と華麗』七九頁
- (16) 表具に仕立てられているものは現在も香川家にて所蔵されている可
- (17) 前掲『旧桂宮家伝来の美術―雅と華麗』三八頁、四三~四五頁
- (18) 前掲「淑子内親王実録三」、二四七頁
- 九点を拝領している。 は明治九年五月三日に禁中御文庫御物のうちで釣鏡、花生、屛風等(19) 前掲「淑子内親王実録三」二四八頁。この打ち合わせを経て桂宮家
- (20) 前掲「淑子内親王実録三」二五八頁
- 一九九二年)一四頁(21) 上野秀治「香川家文書と香川敬三の履歴」(『香川敬三履歴史料』
- (22) 同右
- 書館デジタルコレクション:https://dl.ndl.go.jp/pid/778769/1/1)(2) 黒田譲「宇田栗園」『名家歴訪録中編』(一九○一年)(国立国会図
- (2)「桂宮御葬儀録二 明治一四年」宮内庁書陵部蔵(史料番号604-2)

いる。

第五〇号

桂宫薨去一件略記

- 明治一四年一○月三日条(25) 宮内省臨時帝室編修局編『明治天皇紀』(吉川弘文館、二○○一年)
- (26) 「淑子内親王実録三」三一二頁
- (27) 「淑子内親王実録三」三一二頁
- (28) 「桂宮日記」(国文学研究資料館 国書データベース:https://
- (29)「桂宮御葬儀録」『淑子内親王実録三』三一二頁
- (30)「桂宮御葬儀録」『淑子内親王実録三』三二一頁
- (31)「桂宮御葬儀録二 明治一四年」第四四号 京都府属官御用勤仕
- (32)「淑子内親王実録三」三一二頁

- 墓標認方(33)「桂宮御葬儀録二 明治一四年」第四七号 御墓所、第四九号 御
- )「桂宮日記」明治一四年一〇月二四日条

34

- (35)「桂宮日記」明治一四年一一月一六日条
- 「柱宮御葬儀録」第四六号 御跡仕舞ノ為香川太夫出張
- 「桂宮日記」明治一四年一二月三日条
- 「桂宮日記」明治一四年一二月八日条

 $\widehat{38}$   $\widehat{37}$   $\widehat{36}$ 

- (39) 「桂宮日記」明治一四年一二月一三日条
- 「圭宮卸率義录」等国立会「卸下月品公下テ弋亜彗
- (4)「桂宮御葬儀録二(明治一四年」第四五号(御不用品払下ケ代価書(40)「桂宮御葬儀録」第四五号(御不用品払下ケ代価書及目録)
- (2)「桂宮日記」詳細は、明治一四年一二月二一日条の後に収録される。及御品物目録
- 「桂宮日記」明治一四年一二月一四日条

 $\widehat{43}$ 

- (44)「桂宮御葬儀録二 明治一四年」第四六号 御跡仕舞ノ為香川太夫(44)「桂宮御葬儀録二 明治一四年」第四六号 御跡仕舞ノ為香川太夫
- (45)「桂宮日記」詳細は、明治一四年一二月二一日条の後に収録されて出張
- 点ある。この目録についても「桂宮御葬儀録」に収録されている。に詳細があり、それによると、この時献上された「御釼類」は二八(46) このとき明治天皇へ献上された御遺物については「桂宮御葬儀録」
- )「桂宮日記」御遺物之留

 $\widehat{47}$ 

- 「桂宮御葬儀録二 明治一四年」第四八号 桂宮御蔵品調書
- 「淑子内親王実録三」三二七頁

 $\widehat{50}$   $\widehat{49}$ 

- 「桂宮日記」明治一六年一一月五日条
- )「桂宮日記」明治一九年二月二七日条

 $\widehat{52}$   $\widehat{51}$ 

- $\widehat{56} \ \widehat{55} \ \widehat{54} \ \widehat{53}$